

(甲) ヨコニサービス株式会社 御中

(乙) 株式会社グロウ・アップ
有料職業紹介事業許可番号 08 - ユ - 300258

手数料返還制度について

当社の職業紹介により入社した求職者について、入社日から3ヶ月以内に自己都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者（紹介手数料支払者）に返還する制度です。

(1) 返還率

入社日から退職までの期間により以下のように定めます。

期 間	返還率
入社日から3ヶ月以内の退職	30%

※別途、契約書や覚書等により取り決めがある場合は、その内容を優先します。

(2) 返還の免責

以下の項目の一つにでも該当した場合は返還義務が免責とさせていただきます。

- ・労働条件に係る重大な問題（業務内容、労総時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- ・就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- ・貴社都合の事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- ・天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合

(3) その他

以下に該当する場合は、上記の返還金制度の対象外となります。

- ・紹介予定派遣の場合
- ・派遣先で就業中の派遣労働者を求職者として職業紹介した場合
- ・前項の免責以外に協議が必要な事案が発生した場合は別途甲乙にて誠実に協議する